

## 令和5年度事業所における自己評価結果



つくしんぼ

公表：R6.1.16

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点・課題や改善を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	○		法令に準じスペースを確保しています。
	2	職員の配置数は適切であるか	○		最低基準に加え3名の保育士・児童指導員等を配置しています。
	3	生活空間は本人にわかり易い環境になっているか。また、特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等の配慮が適切にされているか	○		マークや名札を使ったり、仕切り等で分けしたり、わかり易い環境整備に努めています。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	○		毎日、清掃や安全点検を行っています。また、活動毎に場所や環境（机・椅子の使用）を整えています。
業務改善	5	業務改善を進めるための、目標設定と振り返りに広く職員が参画しているか	○		学期末に反省会を設け、振り返りと見直しを実施しています。また年に1回、事業所評価や自己評価及び面談を実施しています
	6	保護者向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施すると共に、保護者等の意向を把握し、業務改善に努めているか。	○		保護者向け評価表を実施すると共に保護者の意見要望を把握し、職員間で検討した上で改善に努めました。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うと共に、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○		HP上に公開しています。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか		○	現在外部評価は実施していません。必要な場合は設置を検討していきます。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○		研修の案内等随時行い、研修の機会を確保するよう努めています。
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○		面接やアンケート等を行い、保護者のニーズを把握する事に努め、また、子どもの様子や課題を職員間で話し合い、その結果をもとに支援計画を作成しています。
適切な支援の提供	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○		3～5歳児の発達に即したアセスメントツールを基準としています。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○		個々の発達状況や保護者の方のニーズ等に応じて、支援に必要な項目を選択し、その上で具体的な支援内容を設定しています。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○		職員間で共通理解のもと、支援を実施しています。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○		個別支援は児童発達管理責任者が担当の保育士・児童指導員、交流クラスの担任・副担任と協議した上で立案しています。
	15	活動プログラムが固定化しない様に工夫されているか	○		個々の発達状況に応じたプログラムを実施しています。また、併設の認定こども園おひさま（以降「おひさま」という）との交流の時間は、保育計画に基づいたプログラムが実施されています。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか	○		個別、おひさまとの交流の中での活動等、適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しています。

	17	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○		毎日、支援前後の打ち合わせの時間を持っています。また、支援後は必ず記録をすると共に、振り返りを行い、その後の支援につなげています。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日に行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有しているか	○		
	19	日々の支援に関して記録を行う事を徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○		
	20	定期的にモニタリングを行い、児童支援計画の見直しの必要性を判断しているか	○		
関係機関や保護者との連携関係	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子の状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか			障害児相談支援事業所からのサービス担当者会議の要請が現在ありません。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○		書面や保護者の方を通じて連携したり、必要に応じて直接連絡を取り、支援に役立っています。
	23	(医療ケアが必要な子どもを支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか			現在医療ケアが必要なお子さんはいません。
	24	(医療ケアが必要な子どもを支援している場合)子どもの主治医や医療機関と連絡体制を整えているか			
	25	移行支援として、認定こども園との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○		移行する場合、引き継ぎ書を作成する等支援内容の情報共有、相互理解を図っています。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校との間で、支援内容の情報共有と相互理解を図っているか	○		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○		書面や保護者の方を通じた連携、また、必要に応じて直接連絡を取り合い支援に役立っています。
	28	認定こども園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	○		おひさまと交流を持っています。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか		○	参加するよう努めます。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの健康や発達状況、課題について共通理解が出来ているか	○		登降園時保育者に状況を伝えて頂いたり、必要に応じて、こちらからお伝えしたりしています。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラムの支援を行っているか	○		相談に対し対応方法のアドバイスを行っています。 OBのお母さんをお招きし小学校に向けてのお話や体験談等をお聞きする機会、また発達に関する学習会を行っています。	
保護者への	32	運営規程、利用者負担等丁寧な説明を行っているか	○		契約時に行っています。
	33	児童発達支援計画を示しながら、支援内容の説明を行い、児童発達支援計画の同意を得ているか	○		一旦支援計画案を保護者の方に見て頂き、疑問点等について丁寧に説明しています。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等の相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○		1回/学期(3学期は希望制)の定期面談、1回/学期 交流クラス面談(希望制)があります。また、随時相談に対応しています。
	35	保護者の交流会等により保護者同士の連携が支援しているか	○		1回/2か月交流会を実施しています。
	36	子どもや保護者の相談や申し入れについて、対応の体制が整備されていると共に、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申し入れをした際に、迅速かつ適切に対応しているか	○		1回/学期(3学期は希望制)の定期面談、1回/学期 交流クラス面談(希望制)があります。また、随時相談に対応しています。面談・相談については書面等により保護者に周知・説明しています。

説明責任者	37	定期的に会報を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○		「ネットワークニュース」・「げんきいっぱいつくしんぼ」・おひさまの「ほいくだより」、HP等で情報を発信しています。
	38	個人情報の取り扱いに十分注意しているか	○		個人情報は鍵のかかる書庫に保管しています。取り扱いには十分注意しています。
	39	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○		登降園時保育者に状況を伝えて頂いたり、こちらからお伝えしたりします。
	40	事業所の行事に地域の住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか	○		ネットワーク（事業者）では「ネットちゃんまつり」等地域の方にも参加いただける行事があります。
非常時の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知すると共に、発生を想定した訓練が実施しているか	○		おひさまと合同で避難訓練を1回/月実施しています。
	42	非常災害発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	○		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか	○		全員の健康状態を書面にて確認し、必要に応じて面接を実施し詳細を把握しています
	44	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○		ヒヤリハット事例は必ず記録をし、職員会議等で情報を共有すると共に、対策を協議し、予防に努めています。
	45	虐待を防止するため、職員の研修会を確保する等、適切な対応をしているか	○		年度始に研修会を実施しています。
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に十分説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	○		「身体拘束は行わない」事が原則となっています。

